

介護老人保健施設舞子台
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
利用約款

第1条（約款の目的）

老人保健施設舞子台（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条（適用期間）

- 1 本約款は、利用者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したのち、2025年 8月 1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があつた場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項及び第4条又は第5条による解除の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われぬ限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします

第3条（身元引受人）

- 1 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
 - ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額400万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力する責任を負います。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があつたときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

第4条（利用者からの解除）

- 1 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介

護予防訪問リハビリテーション) 利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします(本条第2項の場合も同様とします)。

- 2 身元引受人も前項と同様に訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

第5条(当施設からの解除)

当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立及び事業対象者と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者又はその家族が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

第6条(利用料金)

- 1 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書を、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月末までに支払うものとします。なお、お支払いは以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. ご利用時に現金でのお支払い

イ. 指定口座からの口座振替(翌月20日)

ウ. 下記口座への銀行振り込み

但馬銀行 垂水支店 普通 1948111

医療法人浩生会 老人保健施設舞子台 施設長 もりた 森田 みずほ 瑞穂

※口座振替手数料として85円（税込）はご契約者のご負担とさせていただきます。

※振込み名義は利用者様名でお願いします。

※振込み手数料はご契約者のご負担とさせていただきます。

- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

第7条（記録）

- 1 当施設は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

第8条（身体の拘束等）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

第9条（秘密の保持及び個人情報の保護）

- 1 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第10条（緊急時の対応）

- 1 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 前項のほか、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第11条（事故発生時の対応）

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

第12条（要望又は苦情等の申出）

利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、施設備付けの用紙、管理者宛ての文書で施設所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

第13条（賠償責任）

- 1 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

第14条（利用契約に定めのない事項）

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設舞子台
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）のご案内
（令和7年8月1日現在）

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設 舞子台
- ・開設年月日 平成9年10月21日
- ・所在地 神戸市垂水区舞子台7丁目2-1
- ・電話番号 078-785-5577
- ・ファックス番号 078-785-3131
- ・メールアドレス rouken.maikodai@gmail.com
(受信確認以降は、配信専用となります。)
- ・管理者名 森田 瑞穂
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（2850880036号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[老人保健施設舞子台の運営方針]

「介護保険創設により「介護」が家庭から社会（地域）へ、又、「暗」から「明」へ時代とともに変化しますが、当施設ご利用に変化はなく、医学的管理下に於ける看護・介護およびリハビリテーション等、「質の高い」医療ケアと日常生活サービスを提供し、地域の皆様に貢献いたします。」

(3) 訪問リハビリテーション 理学療法士等1名以上（常勤換算0.1人以上）

2. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービス内容

- (1) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。
- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の方が多職種協同により、指定訪問リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成にあたっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。
- (3) 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。
- (4) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。

- (5) それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

また、利用者の状態や病歴等の情報共有を行います。

・協力医療機関

・名 称 舞子台病院

・住 所 神戸市垂水区舞子台7丁目2-1

・協力歯科医療機関

・名 称 田口歯科医院

・住 所 神戸市垂水区東舞子町10-1-84

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話 078-785-5577)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

公的苦情等相談窓口

神戸市福祉局 監査指導部 法人・施設指導担当(電話 078-322-6241)

平日 8:45から12:00 / 13:00から17:30

兵庫県国民健康保険団体連合会

(電話 078-332-5601)

平日 8:45から17:15

神戸市生活情報センター(契約についてのご相談)(電話 078-371-1221)

平日 9:00から17:00

養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話(監査指導部内)

(電話 078-322-6774)

平日 8:45から12:00 / 13:00から17:30

◇ 利用者負担説明書 ◇

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる**1割又は2割又は3割の自己負担分**と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を**利用料**としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション）毎に異なります。

また、**利用者負担は全国統一料金ではありません**。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、**短期入所療養介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションは、居宅サービス**であり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

居宅支援サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅支援サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

<別紙2>

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）についての概要

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）については、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、必要なリハビリテーションを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 訪問リハビリテーション（要介護）の料金表

	サービス内容略称	単位数	算定単位	1割負担の場合	2割	3割
			*1回20分			
<input type="checkbox"/>	訪問リハビリ2	308	1回につき	約328円	約654円	約984円
<input type="checkbox"/>	訪問リハ高齢者虐待防止未実施減算2	-3	1回につき	約-3円	約-6円	約-9円
<input type="checkbox"/>	訪問リハ短期集中リハ加算	200	1日につき	約213円	約426円	約639円
<input type="checkbox"/>	訪問リハマネジメント加算1	180	1月につき	約192円	約384円	約576円
<input type="checkbox"/>	訪問リハマネジメント加算2	213	1月につき	約227円	約454円	約681円
<input type="checkbox"/>	訪問リハマネジメント加算3	270	1月につき	約288円	約576円	約864円
<input type="checkbox"/>	訪問リハ認知症短期集中リハ加算	240	1日につき	約256円	約512円	約768円
<input type="checkbox"/>	訪問リハ口腔連携強化加算	50	月1回限度	約53円	約106円	約159円
<input type="checkbox"/>	訪問リハ計画診療未実施減算	-50	1回につき	約-53円	約-106円	約-159円
<input type="checkbox"/>	訪問リハ退院時共同指導加算	600	1回につき	約640円	約1280円	約1920円
<input type="checkbox"/>	訪問リハ移行支援加算	17	1日につき	約18円	約36円	約54円
<input type="checkbox"/>	訪問リハサービス提供体制加算Ⅰ	6	1回につき	約6円	約12円	約18円
<input type="checkbox"/>	訪問リハサービス提供体制加算Ⅱ	3	1回につき	約3円	約6円	約9円

※サービス提供は週6回を限度とする。

(2) 介護予防訪問リハビリテーション（要支援）の料金表

介護予防訪問リハビリテーション利用料金（支援）						
<input type="checkbox"/>	サービス内容略称	単位数	算定単位	1割負担の場合	2割	3割
<input type="checkbox"/>			*1回20分			
<input type="checkbox"/>	予防訪問リハビリ2	298	1回につき	約317円	約634円	約951円
<input type="checkbox"/>	予防訪問リハ高齢者虐待防止未実施減算2	-3	1回につき	約-3円	約-6円	約-9円
<input type="checkbox"/>	予防訪問リハ短期集中リハ加算	200	1日につき	約213円	約426円	約639円
<input type="checkbox"/>	予防訪問リハ口腔連携強化加算	50	月1回限度	約53円	約106円	約159円
<input type="checkbox"/>	予防訪問リハ計画診療未実施減算	-50	1回につき	約-53円	約-106円	約-159円
<input type="checkbox"/>	予防訪問リハ12月超減算	-30	1回につき	約31円	約62円	約93円
<input type="checkbox"/>	予防訪問リハ退院時共同指導加算	600	1回につき	約639円	約1278円	約1917円
<input type="checkbox"/>	予防訪問リハサービス提供体制加算Ⅰ	6	1回につき	約6円	約12円	約18円
<input type="checkbox"/>	予防訪問リハサービス提供体制加算Ⅱ	3	1回につき	約3円	約6円	約9円

※サービス提供は週6回を限度とする。

(3) その他の料金

①実施地域外費訪問費用／片道

通常の事業の実施地域外（垂水区内）以外の利用者様は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）等に要した交通費は、以下の通りとなります。
実費。片道1kmにつき100円、高速代。

②保険給付対象ではない、その他消耗品等を別途希望してご利用いただく場合にお支払いいただきます。（その都度実費をいただきます。）

③その他文書料等（法令に基づき無料で交付すべきものを除く）

証明書料	1通につき	550円
普通診断書料	1通につき	3,300円
保険会社等診断書料	1通につき	5,500円
特殊診断書料	1通につき ※検査あり	7,700円 11,000円
死亡診断書・処置料	一式	22,000円
領収書再発行料	1通につき	550円

（令和7年8月1日）

<別紙3>

個人情報の利用目的

介護老人保健施設舞子台では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

【訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション利用時リスク説明書】

当施設では、サービス提供時における安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、ご自宅でも起こりうる、下記のリスク等を説明いたします。

- 本人の全身状態が急に悪化した場合、家族に連絡すると共に当施設の判断で緊急に病院へ搬送を行います。
 - 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
 - 外出中に転倒、不慮の事故、交通事故の可能性あります。
 - 老人保健施設は、リハビリ施設であること、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性あります。
 - 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
 - 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
 - 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
 - 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
 - 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- ※なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、介護老人保健施設等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

2 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3 個人情報の内容（例示）

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が介護老人保健施設を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・ その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

